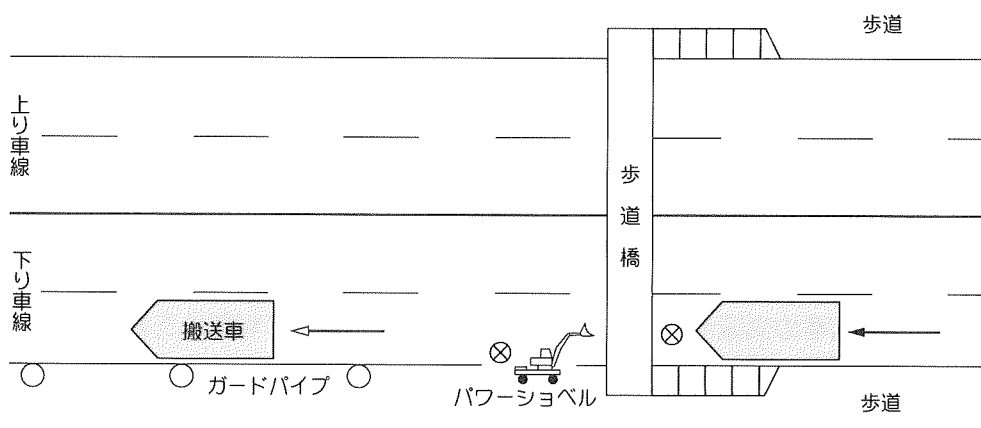


事例 13 積荷のパワーショベルが国道に架かる歩道橋に接触

発生日時	某月某日午後4時30分頃	天候	
道路状況	片側2車線の国道下り車線、現場には高さ4.5mの歩道橋が架かっている		
事故災害の内容・程度	歩道橋、道路、ガードレールの破損及び積荷の破損等を併せて1000万円の損害。		

見取図



発生状況

パワーショベルを搬送車に積んで、K市に向けて出発。約30分後に国道に架かる高さ4.5mの歩道橋下を通過時、積荷のパワーショベルを歩道橋に接触させ、当該パワーショベルを落下させたもの。幸い通行人、通行車両等の被害はなく、物損のみにとどまった。

災害原因となった問題点（危険要因）

- 1 搬送車の荷台上積荷の高さが、地上3.8mを超えていたこと。（物）
- 2 搬送車への荷の積込時、積荷の高さを確認しなかったこと。（人）
- 3 運転者は大型車の運転に移行して3か月で、慣れによる気の緩みがあったこと。（人）
- 4 積卸しの作業計画と作業手順書を作成し、運転者に具体的指示を行っていなかったこと。（管理）

災害防止対策

- 1 積卸し作業は、作業計画、作業手順書を作成し、作業指揮者の指揮のもとで行う。
- 2 積荷の重量、長さ、幅、高さなどが法令の定めを超えて過積載とならないよう確認をすることを徹底する。
- 3 運転者等に対しては、その作業変更時に徹底した教育を行い、作業の内容等を理解させる。
- 4 運転者に対して、出発前及び搬送途中において、固縛状態等、積荷の状態の点検を行わせる。

事例研究会における検討内容等〔ポイント…過積載防止上の留意点〕

- ◎ この事例においては、安全管理上重要な積荷の安全に関する問題が認められる。積荷が重量物であればあるほど、その落下による被害が大きくなる。幸い、通行人、通行車両等に被害がなかったが、運転者に対する積荷の指導が大切である。
- ◎ 荷の積載を適正に行うための留意点は次のとおり。
- 1 積荷に適した車両の配置
積載する荷の要件及び車両の最大積載量等自動車の要件を検討して、積載する荷に適合した車両を選定して配置することが、過積載防止の第一歩である。
 - ① 荷の要件
品名、形状、荷姿、個数、重量
 - ② 自動車の要件
最大積載量、荷台・荷室内の大きさ（寸法・容積）、荷室開口部の寸法、床面地上高
なお、使用する車両は、保安基準に適合する車両であり、（車両法第42条及び第46条）、荷の積載については、積載重量等の制限を超えないこと（道交法第57条）が必要である。（例外・許可を受けた場合）
 - 2 作業手順書の作成と作業指揮者の選任
積卸しについては、場所の広さ及び地形、当該車両の種類及び能力、荷の種類及び形状等に適應する作業計画を定め、その計画により作業指揮者の指揮の下に行わなければならない（安衛則第153条の3及び第153条の4）。
また、一つの荷の重量が100kg以上のものを積卸しする場合は、作業指揮者の指揮の下に行わなければならない（安衛則第151条の70）。
上記のとおり、これらの作業を安全に実施し、安全な走行につなげるためには、積載する荷と車両に応じた作業手順書を予め作成することと作業指揮者の選任は大切なことである。
なお、フォークリフト等の車両系荷役運搬機械やパワーショベル等の車両系建設機械を移送するため、貨物自動車等に積卸す場合には、転倒、転落による危険防止するための措置を講ずること（安衛則第151条の12及び第161条）が必要である。
 - 3 法令の遵守と秩序維持
過積載禁止については、道交法で、事業者、関係者、運転者のみならず、荷主等に対しても規定（同法第58条の5）し、貨物運送事業法では、過積載による運送の引受けを禁止（同法第17条）し、更には適正化事業を推進（同法第3条）している。罰則も最高のものであり、貨物運送業では、法令に違反すると点数制度が適用されて、事業の許可取り消しともなる厳しいものである。

参 考

◎ 「過積載」に関する規制

区 分	労働安全衛生法	道 路 交 通 法
事業者	過積載車の使用の制限 法第20条（則151条の66）	過積載車運転の下命・容認の禁止 法第75条第1項6号
管理者	管理の実施 法第11条ほか	運転の下命・容認の禁止 法第75条第1項6号
運転者	措置の遵守 法第26条	運転の禁止 法第57条第1項

（注1） 道路交通法は自動車の「使用者」に対する規定と併せて、使用者以外の者に過積載運転の要求及び過積載になる貨物の引き渡しを禁止しています。（道路交通法第58条の5）。

（注2） このほか「道路法」において、道路管理者が制限する車の大きさ等に違反して、道路を通行した者及び通行させた者に対する罰則を定めています。（道路法第101条、102条、105条）。

◎ 貨物自動車の積荷計画

